

辰野町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成24年8月3日(金)午後1時30分から午後2時28分

2. 開催場所 辰野町役場2階第6会議室

3. 出席委員(15人)

会長	1番	武井 典夫
会長職務代理者	2番	三澤 省三
委員	3番	松澤 覚一
	4番	山崎 今朝利
	5番	野澤 宏
	6番	赤沼 君人
	7番	尾坂 壽夫
	8番	根橋 建太郎
	9番	山内 良春
	10番	赤羽 則子
	12番	上島 明德
	13番	下田 節子
	14番	勝野 次郎
	15番	小野 一喜
	16番	赤羽 武直

4. 欠席委員 11番 小澤 高佳

5. 議事日程

議案第1号 農地法の規定に基づく許可について

報告事項 専決事項について

- (1)7月許可決定の4条1件5条8件については長野県農業会議から7月17日付で許可相当の意見答申があったので、許可指令書を交付した
- (2)認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用について
- (3)非農地通知一覧表及び非農地通知書について

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	役場産業振興課長 中村良治
事務局次長	役場産業振興課補佐兼農政係長 足助和実

7. 会議の概要

< 武井会長 >

皆さんこんにちは。大変暑い中お集まりいただきましてありがとうございます。天気予報によりますと、まだ2～3日は続くということでございます。体には十分留意されまして、活動されますことを心から祈念いたします。新聞テレビ等で今オリンピックの話題が一般的でございますが、その裏では農業委員会に関係いたします、TPPの問題が浮上しておるわけでございます。これにつきましては、国会であまり審議をされずに、TPPの問題を米国との協議の中でやっておるわけでございます。ですので我々国民にはあまり情報公開というようなことで情報が入って来ない訳でございます。そういう風な中で私共農業委員会としましてはTPPについては町の議会それから町議会議員より質問がありまして、私出席をしまして、農業委員会としての反対意見を申し上げておるわけでございます。そういう風な中で、ここで8月をめどに政府としてはTPPの問題の参加というようなことで、話が浮上してくるんじゃないかとこんな風に思っております。皆さん方におかれましては、委員会としての決議であります反対にはご賛成をいただいて、このTPPの問題を何としても不参加ということで終末をつけたいとこんな風に思っておるわけでございます。また、大豆それからひまわりの方をしまして、本当に皆さん方の協力を得まして私共の三年間の最後の年であります本年度、本当に本年度は豊作になるはずという風な育ち方をしておるわけでございます。そしてひまわりにつきましても去年の様なことを今年はないようにして、収穫ができるようお願いをしたいと、このように案じておるわけでございます。今後事務局の連絡網の徹底などによりまして、意志の疎通ができて農業委員会としては本当にうれしく思います。本日も色々あと会議等がありますので本日の農業委員会の時間につきましては短時間にご協議できますよう、今までの農業委員会の活動内容に感謝申し上げあいさつとします。よろしく願いいたします

それでは議事録の署名について指名させていただきます。4番の山崎委員、5番の野澤委員、よろしく願いします。

それでは4番の議事に入りたいと思います。議案第1号の農地法の規定に基づく許可について事務局の方からご説明をお願いします。

< 事務局 >

【議案第1号、5条の規定による許可申請について 1～3番朗読】

< 足助事務局次長 >

それでは5条であります。

1番、賃貸借権の設定でございます。

大字伊那富...のAさん所有の、大字伊那富字滝洞口(たきぼらぐち)...番地、地目は畑、面積753㎡のうち568㎡と、大字伊那富字滝洞口...番地、地目は畑、面積703㎡のうち306.8㎡を、東京都港区東新橋一丁目..番..号、Bが賃借し、資材置き場とするための申請でございます。後ほど報告事項でご説明しますが、借受人が申請地に携帯電話無線基地局を設置するに伴い関係する工事車両や資材を置くための資材置き場とする計画でございます。一時転用であり転用期間は

6ヶ月であります。工事終了後には現状復旧する旨の誓約書も添付されております。申請地はいずれの農地区分にも該当しない農地であり、農地法第5条第2項第2号の消極的2種農地であります。一時転用であり位置的代替性がないことからやむをえないと判断いたします。この件につきましては、武井会長、上島委員から意見をいただいております。

<武井会長>

はい、それでは武井の方からご説明いたします。この件につきましては上島委員と7月20日に現地を確認したわけでございます。(場所の説明)Aさんはこの畑につきましてはナスを少しそれからトマトを少しという風な状況でございます。そういう風なところの農地でございます、そこに事務局から説明がありましたようにBが基地局を建てる、それにつきましてはいわゆる資材が入ってくるようでございます。その資材置き場の加工の場所に今事務局から説明のあった二筆のところを借りてそこで加工して基地局を建てるという風なことでございます。あくまでも一時転用でございます、それで事務局から説明がありましたようにあとは農地に復旧して元へ戻すという風な説明でございました。これにつきましてはAさんの土地の中でございますので、えらい境界とかそういうことは別にないわけでございます。そのようなことで上島委員と確認してございますのでどうぞご審議をお願いしたいと思います。以上でございます。この件につきまして何かご異議または質問等ございませんでしょうか。(「なし」の声)よろしいですかね。はい、それでは一時転用の許可をすることにいたしますのでよろしく願いいたします。それでは2番の方お願いいたします。

<足助事務局次長>

2番、所有権の移転でございます。

大字伊那富...番地のAさん所有の、大字伊那富字大新田(おおしんでん)...番地、地目は田、面積372㎡を、大字伊那富...にお住まいのBさんが取得し、一般住宅を新築するための申請でございます。申請地は申請者の実家に隣接しており、将来の親の介護等を考え住宅を新築したい計画でございます。申請地は、市街地に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね10㎡未満であり、農地法第5条第2項第1号ロの(2)の第2種農地、積極的2種と判断いたしますが集落接続で許可は問題ないと思われま。この件につきましては、武井会長、上島委員から意見をいただいております。

<武井会長>

はい、この件につきまして武井と上島委員さんで堺等の確認をいたしました。(場所の説明)図面で描かれておりますように道路に面した方には住宅がたたっておりまして、これは一枚の田んぼだったわけでございます、それで前の方が(道側)先に売れて、今回奥の方が売れたという風な状況でございます。農業委員会としましてはAさんはもう高齢でございましてなかなか管理ができないということで、遊休農地が宅地に売れたかなという風な状況でございます。場所的にはそのようなところでございますのでご審議をお願いしたいと思います。何かご質問ございますでしょうか。(「なし」の声)よろしいですかね、はい、それではこの件につきまして異議なしということでございますので許可することにいたします。それでは続いてお願いいたします。

<足助事務局次長>

3番、使用貸借権の設定でございます。

大字伊那富...にお住まいのAさん所有の、大字伊那富字大原...、地目は田、190㎡を、大字伊那富...にお住まいのBさんが使用貸借し、一般住宅を新築するための申請でございます。借受人は現在家族とアパートに暮らしておりますが、実家に近接の父所有の農地を借り受け、マイホームを新築したい計画でございます。申請地は伊北インターから概ね300メートル以内に位置しておりますので農地法第5条第2項第1号ロの(1)の第3種農地であり、原則許可で問題ないと判断いたします。この件につきましては、野澤委員と尾坂委員から意見をいただいております。

<武井会長>

はい、それでは5番の野澤委員より詳細について説明をお願いいたします。

<5番野澤委員>

はい、7月14日に尾坂委員さんと現地を確認いたしました。BさんはAさんの娘さんで...に勤めているとのことでございます。(場所の説明)実家のAさんのすぐ斜め向かいというような場所でございます。この田んぼの一部を既に分筆されて境界柱もしっかりとたたってありました。それから水道等はAさんの家の前までできておりますのですぐ近くまでできておりますので問題ありません。それからこの土地は西天竜土地改良区に関係しておりましてそちらの方は脱退できるよう手続きがされているとのことでございます。特にその他には問題ないと思いますのでご審議よろしく願いいたします。

<武井会長>

ただ今、野澤委員より詳細について説明があったわけでございますが何かご質問ご異議ございますか。(「なし」の声)よろしいですか、はい、それではこの件につきまして許可することにいたします。私の方から提案しました第1号の農地法の規定に基づく許可については以上でございます。

それでは報告事項について説明をお願いをしたいと思います。

報告事項

<足助事務局次長>

それでは報告事項ということで、まず専決事項ということでお願いしたいと思います、7月許可決定の4条1件5条8件につきましては、長野県農業会議から7月17日付けで許可相当の意見答申がありましたので、許可指令書を交付いたしております。

続きまして、認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用について、先程の5条一時転用の件と関連しておりますが、議案書のとおりでございます。添付書類等完備しておりますので、事務局長専決により書類を受理しました。

最後に、非農地通知一覧表及び非農地通知書について、以前委員の皆さんにご自分の地区の農地非農地の判断をしていただき委員会総会にて非農地と決定したものについては、非農地一

覧表及び非農地通知書の写しを町へ提出するとともに、所有者に対し非農地通知書を、県や法務局等の関係機関に対しては非農地通知一覧表を送付することとなっています。そこで、所有者に対しては、いきなり非農地通知書を送るのではなく、非農地通知交付申請書、別紙にありますが、それにより地目変更登記をする意志があるかどうかを確認した上で、申請のあったものについて、非農地通知書を交付したいと考えております。さらに、申請があり非農地通知書を発行する際には、地目変更登記申請書も同封して、所有者の地目変更手続きの負担をできるだけ減らしたいと思っております。所有者からの質問、相談等ありましたら対応をお願いいたします。また、非農地と判断していただいた土地の中に、農地に戻すことができる土地や無断転用で判断をしてはいけなかった土地が含まれていないか、再度ご確認いただきたいと思っております。(添付書類の説明)

報告事項は以上でございます。

<武井会長>

ただ今事務局の方から非農地の件について説明がありました。それにつきまして、まず、今説明があったことについてご質問でございますでしょうか。

<9番山内委員>

この一覧表をもとにこちらであたるということですか。

<千田>

もうあたらなくていいです。非農地と判断していただいたところですので非農地と判断してはいけないところを除いて2月の農業委員会で「非農地」と決定されたところですので、特にありません。

<9番山内委員>

そうするとこれはそれぞれ個人の方へは郵送でなんかいつているわけ。

<千田>

これから非農地通知交付申請書を郵送します。

<武井会長>

ただ今の質問につきまして、非農地の一覧表がございます。これについて事務局の方から通知をすると、本人に、ということでございます。それで本人が申し出があった場合に対応をしていくということですね。ですからここにある自分の担当地域の人の名前についてちょっと把握をしておいていただきたい、こんなように思いますのでよろしく願いいたします。よろしいでしょうか。この中で財産区が持っている非農地はどういう風にするの。財産区の、財産区というかその区の区長なりに通知を出すってということですか。

<千田>

連名の者とかは出せないの、そのまま非農地と判断された農地として残っていきます。登記変

更申請は所有者しかできないのですけれども、そういうものについては非農地と判断された農地としてずっと農家基本台帳に残ったままという。

<武井会長>

そういうことだそうでございます。ちょっと見ていたら小横川財産区という風なのが2つばかり出てきておりますので、今説明があったようにこれは今回の中ではそのまま残っていくということでよろしいですね。

<千田>

はい、それから、申請のなかったものについては農地のまま残りますけれどもこちらでは非農地と判断した赤の状態ですと農家台帳には載ったままとなります。

<武井会長>

そうしますと、今説明がありましたように確認をしておきます。本人に通知が行き本人から申請がない場合にはそのまま赤でいくと。申請がある場合にはそこで排除していくということでございますので各委員さんの担当エリアの方から質問があった場合にはその辺をよく説明をしていただいて、理解をしてもらうという風をお願いをしたいと思います。よろしいですか、ではそのようにお願いをしたいと思います。報告事項の3まではすんだわけでございます。他に質問はございますか。なければその他にうつりたいと思います。

その他

○北部三町村農業委員会交流会について

○旅行の精算について

○次回委員会開催日 9月3日(金)午後1時～役場第6会議室

総会終了後、北部3町村農業委員会交流会(午後3時00分～辰野町)

(閉会)

この議事録は、事務局が作成したものであるが、内容が正確であることを証するため、これに記名押印する。

平成 年 月 日

会 長 _____ 印

議事録署名人 _____ 印

議事録署名人 _____ 印